

# 令和5年度「札幌市保育補助者雇上費貸付」 募 集 要 項

## 1 事業の目的

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる施設又は事業者（以下、「保育所等」という）に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付を行い、保育所等における保育士の業務負担軽減や離職防止、保育補助者が保育士資格を取得することによる保育士人材の確保を目的とします。

## 2 事業の概要

(1) 対象となる事業所	新たに保育補助者の雇上げを行う、札幌市内に所在地のある以下の保育所等が対象となります。 ① 認可保育所（保育所型認定こども園を含む）及び幼保連携型認定こども園 ② 地域型保育事業者（うち、小規模保育及び事業所内保育） ③ 企業主導型保育事業者
(2) 申込要件	次の要件を全て満たすことが必要となります。 ① 令和5年4月から、新たに保育補助者の雇上げを予定していること ② 保育補助者を新たに雇用・配置することにより保育士の勤務環境改善を行うこと、及びその改善内容を計画書として提出すること ③ 雇用する保育補助者が、貸付期間中に保育士資格を取得する意思を有しており、その意思を所定の誓約書に示す者であること ④ 雇用する保育補助者は、保育の業務等に必要な知識及び技能の修得のために開催される子育て支援員研修等を受講済みの者、もしくは受講予定の者（原則、申込年度内）であること ⑤ 保育補助者の勤務形態は、週20時間以上であること ⑥ 他都道府県等が実施する保育補助者雇上費貸付を受けていないこと ⑦ 申込みする保育補助者の人件費について、他の補助金等の交付を受けていないこと（重複補助は対象外）
(3) 貸付額	保育補助者の人件費に関する経費として、年額2,953,000円を上限
(4) 利子	無利子（ただし、返還期限を遅延した時には延滞利子がつきます）
(5) 連帯保証人の設定	貸付を受けるにあたっては下記の要件に該当する連帯保証人が1名必要となります。 ① 貸付金を申込みする法人の役員または理事であること ② 貸付終了予定日で、65歳未満であること ③ 資産信用力があること ④ 他都道府県等が実施する同資金の他の連帯保証人になっていないこと
(6) 貸付期間	最大3年間を限度としますが、下記のいずれかの短い方とします。 ① 保育補助者が、雇用された日から3年を迎えるまでの日 ② 保育補助者が、保育士資格を取得するまでの期間

(7)貸付金の交付方法	年4回に分けて分割交付（4月、7月、10月、1月）
(8)貸付金の返還免除	貸付を受けている期間中に、保育補助者が保育士資格を取得した場合は、返還免除となります。
(9)貸付金の返還	上記貸付金の返還免除要件に該当しなかった場合等は、下記のとおり貸付金を返還することとなります。 (雇い上げた保育補助者に対して、返還を行わせることはできません) ① 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間で、最大6年以内 ② 返還方法は、月賦又は半年賦（繰上償還が可能）
(10)提出書類	<p>① 申請書 ② 同意書 ③ 住民票（マイナンバー記載のないもので、<u>省略のないもの</u>)【連帯保証人】 ※しおりP4 (5) 詳細</p> <p>④ 申請金額の内訳（人件費等）がわかる書類 ⑤ 勤務環境改善計画書 ⑥ 保育補助者の雇用状況がわかる書類 ⑦ 保育補助者の資格取得等に係る誓約書 ⑧ 法人の全部事項証明書 ⑨ 他、本会会長が必要と認めた書類 ※詳細は「申込みのしおり」をご覧ください。</p>
(11)締切日	申込みされる場合は、期日までに下記事務局へ必要書類を提出してください。 <u>令和6年3月31日（日）必着</u> ※新たに保育補助者を雇上げされた場合は、雇い上げをした月の翌月末までにお申し込みください。
(12)審査及び 貸付額等の決定	事務局にて、申請書を審査の後、貸付の可否決定がされます。 ① 審査結果は、郵送で通知します。 ② <u>予算の上限を超えて応募があった場合は、予算の範囲内で減額となる場合があります。</u> ③ 可否決定は、申請書受理後、概ね1か月後を予定しております。

【お問い合わせ先／事務局】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士関係資金担当)

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階

TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109